

総合企画課 多摩支部

TEL.042-642-5000

1998年4月に東京三弁護士会にそれぞれ多摩支部が設置されました。同年7月に完成した多摩弁護士会館を拠点に支部活動が開始され、地域に根ざした弁護士会活動と市民に身近な開かれた弁護士会を目指して活動が始まり、多摩地域400万住民のリーガルサービスの需要に応えるためと質の向上に支部会員は活動してきました。それに伴い、多摩支部の業務量は年々増加の傾向にあります。多摩支部会員の会員数は、2008年1月末現在868名、その内東弁は399名になりました（23区内事務所所在の弁護士も含む）。2009年には裁判所の立川移転に伴い、新多摩支部弁護士会館が多摩モノレール「高松」駅前に建設され、弁護士会多摩支部も移転します。

▼多摩支部の構成・担当業務

5階建ての多摩支部会館は、1階が八王子相談センター、2階に事務局、3階が弁護士打合せ室（相談室）、4階は図書室・会員控室、5階が会議室・倉庫となっております。

1階には、一弁職員、二弁職員、派遣職員計3名の職員がおり、相談受付（交通事故相談含む）、弁護士斡旋、納付金管理のほか、正職員は法律相談に関係する4委員会を担当しています。

2階は事務局で、東弁職員が3名と派遣職員2名計5名の職員が執務しており、当番弁護士の配点のほか、東弁の職員は、正副支部長役員会、財務委員会、倒産法委員会、刑事弁護委員会、子どもの権利に関する委員会、多摩地域司法計画策定委員会、研修委員会、総務委員会、広報委員会、多摩支部会館建設検討協議会、公設事務所設置協議会、法テラス多摩連絡協議会、国選21対応

問題PT等を担当しています。

▼多摩支部の特徴

多摩支部は、八王子法律相談センター、立川法律相談センターでの法律相談を実施していますが、多摩支部の法律相談の特徴として、多摩地域の18の自治体、8の社会福祉協議会と直接受任を含む契約を結び弁護士を派遣しております。高齢者・障害者の相談についても出張相談を実施しております。

また、多摩支部は地域に密着し、裁判所や検察庁とのソフトボール大会、税理士会、司法書士会との合同相談会、研修等本会にはない活動も行なっています。

▼支部入会資格

東京三弁護士会の会員であれば、事務所・自宅が多摩地区になくても入会できます。支部会費は月2千円です。支部活動、入会方法についてさらに詳しくお聞きになりたいことがありましたら、下記支部事務局までお問い合わせください。

多摩弁護士会館

〒192-0046 八王子市明神町4-1-11

TEL.042-642-5000 FAX.042-646-7798

多摩地区には雲取山をはじめ多くの山があり、多摩川の溪流と美しい水源林が広がっています。豊かな自然の中でリフレッシュできる素晴らしい環境です。多摩支部には、まだまだ未知の宝が埋まっています。会員の皆様！多摩地域に事務所をかまえて宝を掘ってみませんか？